

金魚堂

昭和四十年五月一日付納付通牒号受付
受付番号、四十年第三号

租登才七五号

租 賦 権 の 設 定 申 請 書

採 取 権 者 株 式 会 社 協 生 鉱 業 所
租 賦 権 者 と 共 同 石 炭 鉱 業 株 式 会 社
な ろ う と す る 者

共同石炭

F

7



租 賦 権 の 設 定 申 請 書

一 申請区域の所在地および面積

福岡県高橋郡高橋町、山田市地内

面積 貳千五百七拾壹丁一ム

二 目的とする賦物の名称

石 炭 附 火 粘 土

三 採掘権の登録番号

福岡県高橋郡高橋町四九〇番

四 特定した賦課

石炭層のうち本層群中の杉谷上二尺層、杉谷五尺層（杉谷下二尺層、杉谷本層）

四三尺層、コノモリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層、並びにこれに

附随する耐火粘土

五 存続期間

設定登録の日より昭和四十三年三月三十一日迄

六 租賦料ならびにその支払の時期および方法

租賦料は一金七七〇〇千円としその支払時期および方法は租賦権設定登録時

印 収 三 千 円
紙 入



一三〇〇〇千円、昭和四十年九月末一三〇〇〇千円、昭和四十一年三月末
一三〇〇〇千円、昭和四十一年九月末一三〇〇〇千円、昭和四十二年三月末
一三〇〇〇千円、昭和四十二年九月末一三〇〇〇千円とす。

右の区域において埋立権の設定を認可されたく区域図（仮定図、仮定図の説明書、仮
事防止のための設備設計書）理由書および埋立書を送して申請します。

昭和四拾年五月一日

北九州市吾妻区本町貳丁目貳〇大倉地

埋立権買上金 共同石炭鉱業株式会社
らうとする者

右代表取締役 入 交 太兵衛

福岡県高橋郡福徳町大字才田貳貳大倉地

右代理人 梅 田 健 邦



福岡県高橋郡福徳町大字梅田五五番地
埋立権者 株式会社相生鉱業所
右代表取締役 原 真

福岡県商工局長
梅 田 守 康

灰 床 製 明 書

「申辯区域」所在地および国誌

福岡県基郡基郡新町、山田市地内

面積 武千五百七拾壹丁一ム

目的とする灰物の名称

石 灰 質 耐 火 粘 土

馬尾製煉の登録番号

福岡県基郡基郡新町九〇号

特 定 し た 灰 床

石灰層のうち本層群中の杉谷上二尺層、杉谷五尺層（杉谷下二尺層、杉谷本層）

間三尺層、ヨリモリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、柳葉八尺層並びにこれに附

随する耐火粘土

右設定申辯区域の地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より構成されている。この層に介在する炭灰層は直方層群である、上部より竹谷層群、本層群、大地層群の三層群が賦存している。

頁岩は申辯区域外であり、漁社所有鉱区の北部に竹谷層群、南部に本層群、鉱区外に大地層群の各層群がある。走向は概ね北西から北東に走り、北東の富申郡区域に西

つて約 π 〇度傾斜している。従つて申野区域間には全炭層層が埋没する。
 主な炭層は申野区域の層部に日曹（落葉約 π 〇米）深部に海八立入（落葉約 π 米）
 の各正層層があり、二層層共殆ど北に走つてゐる。

炭層深部は竹谷層群、本層群には約 π 米、本層群、大鏡層群間は約 π 〇米である。
 本層群中の下部炭層であるコイモリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層の四
 炭層は火災岩の浸入を受け、燐質、燐石と燐質が変化し、炭層もピタット状を呈する
 地帯が多い。

本申請目的炭層は左記炭層にして、その炭層の厚さは左記の通りである。

杉谷上二尺層	山文	1000米	炭文	2000米
杉谷五尺層	杉谷下二尺層	1000米	炭文	2000米
三尺層	杉谷本層	1000米	炭文	2000米
コイモリ五尺層		1000米	炭文	2000米
下二尺層		1000米	炭文	2000米
土間八尺層		1000米	炭文	2000米
海軍八尺層		1000米	炭文	2000米

当申請区域に右記炭層が賦存することは、現在当社日曹炭鉱に於ける採掘状態および露
 部調査結果所の採掘状態より推定し、明らかである。
 右記炭層明細をよびます。

昭和四拾年五月一日

北九州市若松区本町武丁目武〇大番地

炭鉱業者とを 共同石炭炭礦株式会社
 ろうとする者

右代表取締役 人 岡 太兵衛

福岡縣高田郡福高町大字才田武武大番地

右代理人 梅 田 義 雄



理 由

本租賦權設定区域は、株式会社福生炭礦所有の福岡県探採権登録第貳四九〇号鉱区内の南部中央部に在り、申請人の鉱区と隣接しその設定申請炭層は、本層群中の杉谷上二尺層、杉谷五尺層（杉谷下二尺層、杉谷本層）間三尺層（以上を上部炭層という）、コイモリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層（以上を下部炭層という）の七尺層であります。

当申請区域の設定炭層の調査に當つては、申請区域の南部にある申請人の経営する日吉炭坑の竹藪八尺坑より上部炭層の探採、杉谷二尺坑より下部炭層の探採を実施する、その方法は両坑口共に現有の本坑および探採部を、その儘延長し、本坑より片側を設定することにより容易に探採し得ます、かように技術的、経済的見地より至当であると思考されます。

又之に対応する其外附設備も完備してありますので、其内外の諸般に亘つて、簡便であります。

故に今回租賦権を設定し、申請人の鉱区と共に合併協業を実施しますと合理的に、且経済的に圖らし、鉱利の有効利用を図り得ることとなります。

依つて租賦権設定を申請する次第であります。

昭和四拾年 五月 一日

北九州市嘉穂区本町武丁日武〇六番地

租賦納付と在 共同石炭鉱務株式会社

ろうとする者 右代表取締役 入 交 大兵衛

福岡県嘉穂郡嘉穂町大字才田武六番地

右代理人 梅 田 義 重



要 任 状

福岡県嘉穂郡嘉穂町大字才田武六番地

梅 田 義 重

右の當を私の代理人と定め左の租賦の行為を委任す

一 租賦法第七十七条および同法規則第二十三条に基き、株式会社徳生炭礦所所有の租
賦納付権登録無式四九〇号鉱区内に左記の通り、租賦納付設定の申請を為し、認可
通知書を受領に至るに至る迄は、認可通知書受領後は登録税を納付し、登録済証を受領に
至る迄の一切の行為

記

所 在 地 福岡県嘉穂郡嘉穂町、山田市地内

面 積 五千五百七拾柒テール

特定した租賦 石炭層のうち本層群中の杉谷上二尺層、杉谷五尺層（杉谷下二

尺層、杉谷本層）、同三尺層、コイモリ五尺層、下二尺層、土

間八尺層、御草八尺層並びにこれに附随する耐火粘土

右代理委任の意思を表明す

昭和四拾年 五月 一日

北九州市南区本町武丁目武〇大番地
 飯塚信吾と在 共同石炭鉱業株式会社
 ろうとする者

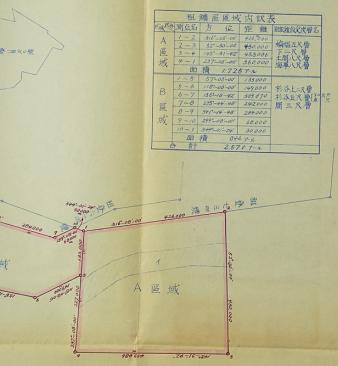
右代表取締役 人 交 大兵衛

契約書添付圖

縮尺五千分之二

租種區區域内状況表					
区域	区画番号	方位	距離	租種者姓名	
A 區域	1-2	31°-00'-00"	92.75.00	梅田三太郎 下八代信吾 土屋八代信吾	
	2-3	32°-00'-00"	93.00.00		
	3-4	33°-00'-00"	93.25.00		
	4-1	33°-00'-00"	93.50.00		
面積			172.28 坪		
B 區域	1-5	57°-00'-00"	73.00.00	杉本上二良 杉本五良 間三良	
	5-6	118°-00'-00"	149.00.00		
	6-7	180°-00'-00"	397.07.00		
	7-8	235°-00'-00"	392.00.00		
	8-9	341°-00'-00"	289.00.00		
	9-10	295°-00'-00"	30.00.00		
	10-1	349°-00'-00"	30.00.00		
	面積				876 坪
	合計				2,671 坪

縮尺 五千分之二



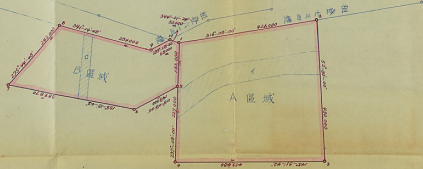
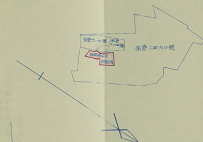
契約書添付圖

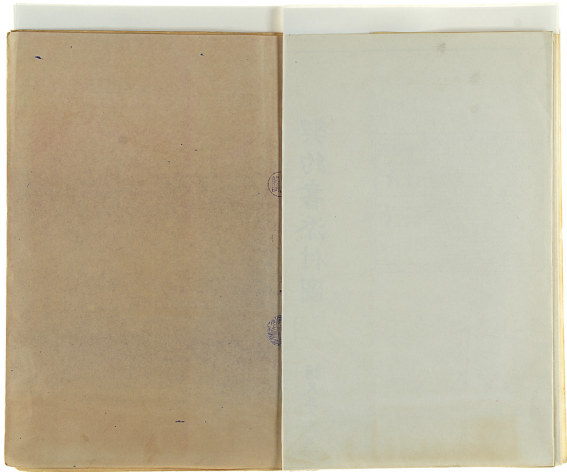
縮尺五千分之二

區分	區名	方位	距離	面積	用途		
A 區域	1-2	北-北東	42.500		娯樂區 下二層 土庫 海軍人員會		
	2-3	北-北東	48.000				
	3-4	北-北東	45.000				
	4-7	北-北東	55.000				
面積				172.500			
B 區域	1-5	北-北東	120.000		住宅區 三層 土庫		
	5-6	北-北東	125.000				
	6-7	北-北東	125.000				
	7-8	北-北東	125.000				
	8-9	北-北東	125.000				
	9-10	北-北東	125.000				
	10-11	北-北東	125.000				
	面積					1000.000	
	合計					1172.500	

前區位置圖

縮尺 五十分之一





昭和40年9月末 / 2,000千円

第4条 乙は租賦区の採掘については、予め甲に採掘案または採掘計画を提示し、その承認を得なければならない。これを変更しようとするときもまた同様とする。

第5条 甲は乙の租賦区採掘について随時その採掘箇所を立入り測量その他の調査をなし、または参考資料の提出を求めることができる。

2前項の場合においては、乙はこれを承諾し出来得る限りの便宜を与えるものとする。

第6条 乙は租賦区内の採掘により甲の事業に支障をきたさないよう最善の処置を講じなければならない。

よ万一、甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責に任ずるものとする。

3乙は国務院図示のイおよびロ区域において甲の主要比面の直上および直下の採掘により甲に損害を与えた場合は、乙はその損害額を賠償するものとする。

第7条 乙は、本契約に基づく権利、義務を甲の承諾なしに第三者に譲渡し、若しくはその他権利の対象としてはならない。

第8条 この契約に基づく細目事項につき必要ある場合は、甲、乙間で別途協定するものとする。

第9条 乙が、この契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2甲は前項の規定により契約を解除した場合においても乙に損害賠償を請求することができる。

第10条 この契約に規定する事項または規定のない事項につき疑問を生じたときは、甲、乙互に誠意をもつて協議しその解決にあたるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、甲、乙各1通を保有し、他の1通は鉱権設定申請用を使用する。

昭和40年3月1日

福岡県高橋郡福井町大字相生35番地

甲 株式会社相生鉱業所
代表取締役 原 真



福岡県北九州市若狭区本町2丁目206番地

乙 大同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入交 太兵衛



租 款 権 設 定 契 約 書

株式会社厚生製菓所を甲とし、共同石灰炭業株式会社を乙とし、
乙が甲所有敷区の一部に租款権を設定することについて、次のと
なり契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の福岡県福岡市東区第2490号敷区の一
部を右図図示の

①A区域面積17.377アールに賦存する炭層のうち輪廻五尺層、
下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層並びにこれに附随する附
火粘土

②B区域面積7.47アールに賦存する炭層のうち杉谷上二尺層、
お谷五尺層（杉谷下二尺層、お谷本層）間三層並びにこれに
附随する附火粘土

に租款権を設定することを承諾する。

右図示の炭層面積については、所轄官庁の修正命令によりこれに
多少の異動を生じて甲、乙とも異議のないものとする。

第2条 前条の租款権存続期間は設定登録の日から昭和43年7
月31日までとする。

第3条 第1条の租款料は金7,000千円也とし、その支払方
法は次のとおりとする。

①租款権設定登録時	/ 3,000千円
②昭和40年7月末	/ 3,000千円
③昭和41年7月末	/ 3,000千円
④昭和42年7月末	/ 3,000千円
⑤昭和43年7月末	/ 3,000千円

契 約 状

福岡県福岡市東区第2490号敷区
共同石灰炭業株式会社代表取締役
藤田 朝 雄

右の書を私の代理人と認め左の権利の行為を委任す

「社務法第七十七号および同法施行規則第二十三条に基き、株式会社厚生製菓所所有の炭
質炭層西側面無武岡九〇号敷区内に左記の通り、租款権設定の申請を為し、認可
通知書を受領するに際して認可通知書交付書には捺印を付し、登録料金を交付す
るに就く一切の行為

を

所 在 地 福岡県福岡市東区 山田百恵内

一 国 籍 韓 國
等 属 し 炭 質 炭 層

石炭層のうち本層群中の杉谷上二尺層、杉谷五尺層（杉谷下二
尺層、杉谷本層）、間三尺層、コイモリ五尺層、下二尺層、土
間八尺層、海軍八尺層並びにこれに附随する附火粘土

右代理人委任の意思を表明す



上記のとおり証明する

昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日

福岡法務局 若松出張所

片 峯 文 蔵



昭和四拾年 五月 一日

北九州府警務区本町六丁目六〇女警
飯塚昭吉と名 其同石 大兵衛 社
らうとする者

右代典取録役



大兵衛



印鑑証明申請書

貴 号 共同石炭企業株式会社

本 店 北九州府若松区本町5丁目2番6号



代表取締役 人 文 太 兵 衛

明治三十九年三月二十日

上記印鑑の証明を申請いたします

丁 字 取 引 金 以 外

昭和四年三月二十日

北九州府若松区本町5丁目2番6号
共同石炭企業株式会社
代表取締役 人 文 太 兵 衛

北九州府若松区本町5丁目600番地

上記申請代理人 自 印 中



福岡法務局若松出張所 印中

登記簿抄本

一商号 共同石炭企業株式会社
一本 店 北九州府若松区本町5丁目2番6号
一代表取締役の住所氏名 前知市小津町若松区番地

以上各日

入 文 太 兵 衛

右は登記簿の抄本である

年 月 日

共同石炭企業株式会社
代表取締役 人 文 太 兵 衛

登記簿抄本用紙(印番号 六五)



法務局印

租
鎮
區
區
鎮
床
圖
區
域
圖



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

〔稲築局区内〕

共同石炭
鋳業株式会社

日吉鋳業所

電話〔稲築四三〇番〕
大隈一一番

租家種炭定股借取貯蓄

採掘権者 株式会社 炭生炭産所

租家種炭と
せらうとする者
共同石炭炭種株式会社

概算補定 税算設計書

「甲」 個人

福岡県北九州市若狭区本町庚丁百六〇六番地
共同石炭炭礦株式会社

有代表取締役 入 交 大兵衛

馬原鉱山名

株式会社 洋生炭礦所 第一洋生炭鉱

馬原郡区域の所在地および区域

福岡県高田郡高田町、山田市集内

面積 庚千五百七拾拾アール

地質の状況

甲郡区域の地質は第三紀層に属し頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より構成されてゐる。この間に介在する炭田層は東方層群であり、上部より竹谷層群、本層群、大徳層群の三層群が賦存してゐる。

高田は甲郡区域外であり、高田所有鉱区（炭田第一二七八号）の北部に竹谷層群、南部に本層群、鉱区外南部に大徳層群の各層群がある。

北阿蘇は概ね北西から北東に走り、北東の馬原郡区域に肉つて約一〇度傾斜してゐる。

るが、右十一片真紙に複製があるので、採測を省略する。
その外にも複製があれば採測を行う。

□ 四三尺層の採測方法

四三尺層の採測は、杉谷上二尺層の各片無坑道より水平立入坑道を測るくして、四三尺層に複製せしめ、複製後は鉛筆にて東西方向に測測し各片跡を設ける。

△ 杉谷一尺坑の採測方法

本層跡の下部層跡であるコーモリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層の四層層は現在進行中の杉谷二尺坑から採測する。

該坑は昭和三十八年四月五日付三八福測測第五一號を以て測量案の認可を受け、現在土間八尺層、海軍八尺層を採測測量中の石炭坑である。

本坑坑口は、現在の坑口で、鉱区標第一七〇一（標定第一二七八号以下同じ）より二八七・二二分、距離一八・一米の位置である。

採測坑口は、現在の坑口で、鉱区標第一七〇一（標定第一二七八号以下同じ）より二八七・二二分、距離一〇〇米の位置である。

入道坑口は、現在〇坑口で、鉱区標第一七〇一（標定第一二七八号以下同じ）より二八七・二二分、距離一〇〇米の位置である。

イ コーモリ五尺層、下二尺層の採測方法

コーモリ五尺層は田三井山野炭坑に於ける試掘の結果、調査中に火成岩が混入していることが明らかであり、従つて炭層の形質の变化等が考察される。又下二尺層も同様であり、且従つて炭層の形質の变化等が考察される。同時に入道坑道を設け、採測を實施し採測可否を調査し、経済的採測区域を調査の上、採測区域に対し副記片跡より採測を概入坑道を設定して採測するものとする。

△ 土間八尺層、海軍八尺層の採測方法

新造採測区域に於ける土間八尺層及海軍八尺層の採測方法は、現在の第八本割跡（図示A点）よりその間の第八本割跡（B点）を距離一〇〇分、傾斜一〇度の土間八尺層沿坑道（加算二・二米×二二二米）を二二二米測測し、その地点（図示B点）より右側に延出せる。距ち第一測方位二二二度、平均傾斜十八度にて、二二二米測測し、該区域（調査距離五米図示C点）に達するので中止する。新造採測区域調査距離向上の爲、中盤内帯を設定するので、その調査坑道（第一測）として（図示B点）より方位二二二度、平均傾斜十八度の沿坑道にて二二二米を測るくし、始発点（図示B点）に二二二米測測距離を設定する（図示A点）より方位二二二度、距離一〇〇米の沿坑道を測るくし、中盤等立盤を設け連絡せしめる。

採測区域に該地点（図示B点）よりその間の採測方向にて一〇七米測測し、その地点（図示C点）より右側に延出せる。距ち方位二二二度、傾斜十八度の沿坑道（第一測）として（図示B点）より二二二米測測し、第一測右二二二米に達するので中止する。

以上の方法をより詳細計画を完成せしめ、片跡を右側に設ける。

片側側面は原則として 100×100 米とする。
即ち第一側面区については、現在設置の右 100 片より左側部右 100 片迄、十一片幅を規定する。

又現在既設可区域である現在右 100 片（指示点）と左 100 片（指示点）を結び貫通せしめる。その方法は方位 179 度 00 分、偏傾斜 1 度の土間八尺幅の橋脚軌道（加算 1 米 $\times 1$ 米 $\times 1$ 米）と距離 100 米である。尚左 100 片（指示点） 100 米力等橋脚を設ける。

以上の方法より左側面を完成せしめ、主として左側の橋脚軌道として利用する。使用片幅は現在設置の左 100 片より左側七片幅、右側二片幅を規定し、その片幅（加算 1 米 $\times 1$ 米 $\times 1$ 米）最大 100 米、最小 100 米である。

片側側面は原則として 100×100 米とする。現在設置の右 100 片より左側部右 100 片迄、十一片幅を規定する。即ち第一側面区については、現在設置の右 100 片より左側部右 100 片迄、十一片幅を規定する。

又現在既設可区域である現在右 100 片（指示点）と左 100 片（指示点）を結び貫通せしめる。その方法は方位 179 度 00 分、偏傾斜 1 度の土間八尺幅の橋脚軌道（加算 1 米 $\times 1$ 米 $\times 1$ 米）と距離 100 米である。尚左 100 片（指示点） 100 米力等橋脚を設ける。

以上の方法より左側面を完成せしめ、主として左側の橋脚軌道として利用する。使用片幅は現在設置の左 100 片より左側七片幅、右側二片幅を規定し、その片幅（加算 1 米 $\times 1$ 米 $\times 1$ 米）最大 100 米、最小 100 米である。

片側側面は原則として 100×100 米とする。現在設置の右 100 片より左側部右 100 片迄、十一片幅を規定する。即ち第一側面区については、現在設置の右 100 片より左側部右 100 片迄、十一片幅を規定する。

又現在既設可区域である現在右 100 片（指示点）と左 100 片（指示点）を結び貫通せしめる。その方法は方位 179 度 00 分、偏傾斜 1 度の土間八尺幅の橋脚軌道（加算 1 米 $\times 1$ 米 $\times 1$ 米）と距離 100 米である。尚左 100 片（指示点） 100 米力等橋脚を設ける。

以上の方法より左側面を完成せしめ、主として左側の橋脚軌道として利用する。使用片幅は現在設置の左 100 片より左側七片幅、右側二片幅を規定し、その片幅（加算 1 米 $\times 1$ 米 $\times 1$ 米）最大 100 米、最小 100 米である。

片側側面は原則として 100×100 米とする。現在設置の右 100 片より左側部右 100 片迄、十一片幅を規定する。即ち第一側面区については、現在設置の右 100 片より左側部右 100 片迄、十一片幅を規定する。

又現在既設可区域である現在右 100 片（指示点）と左 100 片（指示点）を結び貫通せしめる。その方法は方位 179 度 00 分、偏傾斜 1 度の土間八尺幅の橋脚軌道（加算 1 米 $\times 1$ 米 $\times 1$ 米）と距離 100 米である。尚左 100 片（指示点） 100 米力等橋脚を設ける。

以上の方法より左側面を完成せしめ、主として左側の橋脚軌道として利用する。使用片幅は現在設置の左 100 片より左側七片幅、右側二片幅を規定し、その片幅（加算 1 米 $\times 1$ 米 $\times 1$ 米）最大 100 米、最小 100 米である。

片側側面は原則として 100×100 米とする。現在設置の右 100 片より左側部右 100 片迄、十一片幅を規定する。即ち第一側面区については、現在設置の右 100 片より左側部右 100 片迄、十一片幅を規定する。

又現在既設可区域である現在右 100 片（指示点）と左 100 片（指示点）を結び貫通せしめる。その方法は方位 179 度 00 分、偏傾斜 1 度の土間八尺幅の橋脚軌道（加算 1 米 $\times 1$ 米 $\times 1$ 米）と距離 100 米である。尚左 100 片（指示点） 100 米力等橋脚を設ける。

以上の方法より左側面を完成せしめ、主として左側の橋脚軌道として利用する。使用片幅は現在設置の左 100 片より左側七片幅、右側二片幅を規定し、その片幅（加算 1 米 $\times 1$ 米 $\times 1$ 米）最大 100 米、最小 100 米である。

片側側面は原則として 100×100 米とする。現在設置の右 100 片より左側部右 100 片迄、十一片幅を規定する。即ち第一側面区については、現在設置の右 100 片より左側部右 100 片迄、十一片幅を規定する。

十 地味物件（別荘）の有無

申請区域の地味は山地帯、農村部落及び農地その他公共的物件として山田用、農地および道路等があり、地味の影響範囲内は、はい。

詳細は別表の地味物件一覧表の通り

十一 被害予防関係

八 被害予防に關する保護上の施設

地味は前述の通りであるが、採掘跡跡とその部室は最上取層で厚部 100 （米）、深部 100 （米）である。

前記地味下の採掘跡跡には地味崩落を防止するため、有線（砂岩層）採掘跡跡には固充率及奥木柱等の充填を施行する。

固石（土間八尺層）採掘跡跡は使状で残存しているため、既存区域のみの部分埋埋（約 25 米 $\times 10$ 米）を突固するので、被害は起らないものと想定される。

上記地味跡跡の位置、強固予定並および地味防止方法

埋埋の一部は坑内採掘跡跡に充填埋するが、他の地味は現在使用している本坑の埋埋跡跡を利用する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。

埋埋の一部は坑内採掘跡跡に充填埋するが、他の地味は現在使用している本坑の埋埋跡跡を利用する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。

埋埋の一部は坑内採掘跡跡に充填埋するが、他の地味は現在使用している本坑の埋埋跡跡を利用する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。

埋埋の一部は坑内採掘跡跡に充填埋するが、他の地味は現在使用している本坑の埋埋跡跡を利用する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。

埋埋の一部は坑内採掘跡跡に充填埋するが、他の地味は現在使用している本坑の埋埋跡跡を利用する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。

埋埋の一部は坑内採掘跡跡に充填埋するが、他の地味は現在使用している本坑の埋埋跡跡を利用する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。

埋埋の一部は坑内採掘跡跡に充填埋するが、他の地味は現在使用している本坑の埋埋跡跡を利用する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。

埋埋の一部は坑内採掘跡跡に充填埋するが、他の地味は現在使用している本坑の埋埋跡跡を利用する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。

埋埋の一部は坑内採掘跡跡に充填埋するが、他の地味は現在使用している本坑の埋埋跡跡を利用する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。

埋埋の一部は坑内採掘跡跡に充填埋するが、他の地味は現在使用している本坑の埋埋跡跡を利用する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。

埋埋の一部は坑内採掘跡跡に充填埋するが、他の地味は現在使用している本坑の埋埋跡跡を利用する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。その方法は坑内に垂掛けた埋埋を竹板 10 （米）力等垂掛埋埋で埋埋を埋埋する。

十二 被害賠償に対する処置

ん決定共託金以外の賠償額立金の方法、および賠償額当りの積立金

決定共託金の外、保災費同等により準備のさい処理を講ずる。

現有租米区段の折、原租者三井鉱山株式会社に対し被害賠償保証金として毎月二十三万円を積立てるとの協約で現在約千九百万円を積立てている。

上記被害事象物件の賠償方針

賠償区域の区別によつて、被害を生じた場合は損害賠償の責を負う。

高地区は往時三井山形炭礦所に於て竹谷原野の竹敷本層及本層即上層の杉谷本層を採掘した地区である。その後右記採掘両層の上層採掘を目的として板敷郷を掘削し、竹敷上層は高地区は社炭礦所の社炭郷、原部は高地区炭礦器在炭郷で採掘し、杉谷上二尺層及杉谷五尺上層は別部は当地の目官炭郷、原部は備生炭郷に於て、採掘している現状である。

かよう各社の区別が混合している。従つて被害については原租者である三井鉱山株式会社で被害、調査検討し、各社で協議決定することとしている。

社にその償還の折衝および償還の一切は三井鉱山株式会社で代行し、その償還費は前述の積立金とは別途に、その賠償賠償を行い、その費用は当日官炭郷が三井鉱山株式会社で支払う。

上地区との境界關係に關する施設

辦法の如く厚生院敷地外で、家畜飼養は別て代行するため並元との協定はない。

十四 園藝地区との關係

園藝地区は石巻に古河下山田農家があるも、甲斐区域とは相當の距離（最近距離は〇〇米があり）、又甲斐区域の河原には甲斐人経営の日光農家があり、甲斐区域の距離は日光農家と合併距離をなすので問題は起らない。

二十五 神入

又神入に對つては原種畜産生與來の水源を得て繁殖することにしてゐる。

十六 その他

なし

設備設計書添附圖

- 第六葉の内
第一葉 (竹藪坑) 杉谷層採掘計画圖 縮尺三十分の一
第二葉 (杉谷坑) 土間層採掘計画圖 縮尺三十分の一
第三葉 坑外圖 縮尺三十分の一
第四葉 炭層柱狀圖 縮尺三十分の一
第五葉 竹藪坑坑道断面圖 縮尺三十分の一
第六葉 杉谷三尺坑坑道断面圖 縮尺三十分の一

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話
稲築四三〇番
大隈一一番